世界遺産 高野山

令和７年９月３０日まで延長しました

徳パック制度のお知らせ

【利用条件】　年度内のご利用は１団体１回

（1）高野町内の宿泊施設に 1 泊以上する、15 名以上の団体であること。
　（ただし、教育関係団体については 15 名未満でも対象となります。）
（2）以下の項目を 2 つ以上含んだ旅程であること。
　ア　総本山金剛峯寺関連施設の拝観
　イ　高野山地区および参詣道（町石道、女人道、高野七口等）の散策
　ウ　写経・阿字観・授戒等の体験
　エ　町内の施設を使用した合宿・研修等
（3）宗教的又は政治的活動を目的としていないこと。
（4）国・地方公共団体等の研修旅行でないこと。
（5）宿泊に係る経費について他の補助金を受給していないこと。
（6）その他高野山宿坊協会が不適当と認めるものでないこと。

高野町観光広報大使
りくぼくちゃん

【補助対象とならないもの】

- ✓ 募集型企画旅行（旅行会社が企画するツアー等）で申し込む団体旅行。
- ✓ 観光や参拝を目的とする団体旅行は原則不可。ただし、研修等の内容によって判断いたします。

【補助金額】（令和 7 年 4 月 1 日改訂）　年度内のご利用は１団体１回限り

滞在日数に応じ、補助金を支給します。補助金額は、大人・こどもに関わらず一律です。
（1 回につき上限 30 万円）

1 泊目	2 泊目・3 泊目
1,000 円	500 円

※ 4 泊目以降の宿泊は対象外となります。

《例》　旅程 2 泊 3 日 40 名参加の場合
補助金額 1 泊目：1,000 円× 40 名
　　2 泊目：　500 円× 40 名
補助金額　合計　60,000 円

【手続きのながれ】　申込受付は９月末をもって終了させていただきます。お早い目にお申込みをお願いします。
また、延長する場合もありますので下記までお問い合わせください。

① 出発日 2 週間前までに、申請書類を高野山宿坊協会に提出して下さい。
② 内容を審査の上、代表者に交付決定書を送付します。
③ 宿泊施設に交付決定書を提出し、**宿泊費から補助金額を差し引いた金額でご精算**いただきます。

申込締切
令和７年９月３０日

【お問い合わせ】
（一社）高野山宿坊協会　電話　0736-56-2616　https://www.shukubo.net/
高野町観光振興課　電話　0736-56-2780　https://www.town.koya.wakayama.jp/

この制度は、「高野町ふるさと応援寄附金」を活用しています